

条例案の全体構成

理念型条例と総合メニュー型条例の構成は、以下のとおり。

理念型条例	総合メニュー型条例
目的（１条）	目的（１条）
定義（２条）	定義（２条）
基本原則（３条）	基本原則（３条）
市民の責務（４条）	市民の責務（４条）
市の責務（５条）	市の責務（５条）
	市民参加の対象（６条）
	市民参加手続の方法等（７条）
	結果等の取扱い（８条）
	審議会等（９条）
	会議録の作成及び公開（１０条）
	審議会等の構成員（１１条）
	パブリック・コメント手続（１２条）
	ワークショップ手続（１３条）
	開催記録の作成及び公表（１４条）
	公聴会の開催（１５条）
	アンケート調査の実施等（１６条）
実施予定及び結果の公表（６条）	実施予定及び結果の公表（１７条）
委任（７条）	委任（１８条）